

国立国語研究所情報基盤室取扱要項

平成31年 4月 1日
所 長 裁 定
改正 令和 6年 8月 1日
改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立国語研究所組織規程（国語研規程第1号）第16条の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）における情報基盤室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 情報基盤室は、所長の指名する室長及び室員若干名で構成する。

- 2 室長は、情報基盤室の業務を掌理する。
- 3 室員は、室長の命を受け、情報基盤室の業務を処理する。

(業務)

第3条 情報基盤室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究所の情報基盤の整備、管理、運用、維持に関すること。
- (2) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (3) コンピュータ室の管理・運営に関すること。
- (4) サポートデスクの業務に関すること。
- (5) その他研究所の情報基盤に関すること。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。